

# 店舗開発管理規程

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、当社各店舗の開発（出店）に関する基本的事項を定め、これを適切に運用することにより、会社業績の向上・発展に資することを目的とする。

(主管部門及び責任者)

第2条 本規程の主管部門はパーソナルトレーニング事業部とし、責任者はパーソナルトレーニング事業部長とする。

(適用範囲)

第3条 本規程の適用範囲は、当社各店舗とする。

## 第2章 店舗開発の手順

(マニュアル)

第4条 店舗開発は、別途定める新規出店マニュアルにしたがって行う。当該マニュアルには、以下の項目について定める。

- ① 新規出店する際の理由
  - ② 新規出店の意思決定
  - ③ 店舗物件の決定
  - ④ 店舗レイアウト、造作工事について
  - ⑤ 什器、消耗品、店舗備品等の購入について
  - ⑥ 各種付帯・付随契約、手続き
2. 店舗開発の責任者は、当該マニュアルに沿って店舗開発、新規出店を進めなければならないが、特別な事情があつてこれを逸脱せざるを得ない場合や、より新店舗の価値を上げるために当該マニュアルに定められた内容を超えて店舗開発を行う場合は、パーソナルトレーニング事業部長の承認を事前に得なければならない。
3. 特に収支・資金計画について超過する場合は、取締役会にて承認を得なければならない。

(新規出店)

第5条 取締役会にて新規出店について検討する際は、あらかじめ定められた数値を算定し、計画予算を踏まえたうえで意思決定をしなければならない。

## 第3章 取引先選定

第6条 店舗開発、新規出店を行うに際し、店舗設備や什器備品の購入・設置、内装工事、その他の工事・作業等を依頼する場合、その依頼先・発注先、委託先の選定においては、以下の要素を総合的に勘案し、決定する。

- ① 過去の取引実績（瑕疵、不備、商品返品・交換等も含む）
- ② デザイン、各種工事、各種作業、納品物、アフターサービス等の品質
- ③ 当社側の店舗開発の過程における工数削減、効率化への寄与度
- ④ 建築工事市場価格から逸脱しない見積金額
- ⑤ 取引先として選定する事について当社が受ける利益の有無、程度

（附則）

1. 本規程の変更は、取締役会の決議によるものとする。
2. 本規程は、平成 28 年 6 月 29 日より実施する。

平成 28 年 8 月 1 日 改定・実施

平成 30 年 3 月 20 日 改定・実施